

○国家公安委員会規則第十九号

警察法施行令（昭和二十九年政令第五百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十一月四日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

犯罪捜査規範の一部を改正する規則

犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「第十九条第三項」の下に「、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第三十五条第三項」を、「第十九条第一項」の下に「、不正競争防止法第三十五条第一項」を、「第十九条第二項」の下に「、不正競争防止法第三十五条第二項」を加える。

第二百六十五条中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加える。

	麻	薬	特
	例	法	
	麻	薬	特
	例	法	
	麻	薬	特
	例	法	

別記様式第十五号中

根 拠 法	組織的犯罪処罰法	組織的犯罪処罰法	組織的犯罪処
	組織的犯罪処罰法	組織的犯罪処罰法	組織的犯罪処

法	根 拠 法	麻 薬 特 例 法 不正競争防止法 組織的犯罪処罰法	麻 薬 特 例 法 不正競争防止法 組織的犯罪処罰法	麻 薬 特 例 法 不正競争防止法 組織的犯罪処罰法
罰法				

に改める。

附 則

- 1 この規則は、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十四号）の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。ただし、第二百六十五条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 没収保全等請求簿の様式については、改正後の犯罪捜査規範別記様式第十五号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。